

災害対策基本法、激甚災害法等の 災害復旧制度の歴史と制度概要

2012年1月31日

内閣府（防災担当）

1. 災害対策基本法、激甚災害法等の災害復旧法制度の歴史

- (1) 災害対策基本法以前の法制度
- (2) 災害対策基本法と激甚災害法の制定
- (3) 阪神・淡路大震災財特法と東日本大震災財特法の制定

2. 災害対策基本法、激甚災害法等の災害復旧制度の制度概要

- (1) 主な災害対策関係法律の類型別整理票
- (2) 災害対策基本法の概要
- (3) 激甚災害制度の概要
- (4) 東日本大震災財特法の概要

1. 災害対策基本法、激甚災害法等の 災害復旧法制度の歴史

(1) 災害対策基本法以前の法制度 (その1)

制度黎明期

- 明治14年～ 地方公共団体の災害復旧事業費について国庫が一定程度の割合を負担する災害復旧制度
➡ 臨時的な予算補助による助成
- 明治32年 災害準備基金特別会計法及び災害土木費国庫補助規程
➡ 基金制度による災害復旧制度
- 明治44年 府県災害土木費国庫補助ニ関スル法律
➡ 基金制度に代わり国庫補助制度が創設

(1) 災害対策基本法以前の法制度 (その2)

戦後

●昭和24年

都道府県土木費国庫負担に関する法律
→ 都道府県土木費の3分の2を
国庫負担

戦時中の治山治水事業の停滞等と相まって、昭和20年代前半に大型災害が相次ぐ

災害復旧事業費が
地方財政を圧迫

シャープ勧告

●昭和25年

昭和25年度における災害復旧事業費国庫負担に関する法律
→ 全額国庫負担 → 行政責任を不明確にすること
から1年で廃止

◎地方行政調査委員会勧告

「災害復旧事業は、被災施設の管理者がそれぞれの責任と負担とにおいて行うべきであるが(略)地方公共団体がその標準的な行政事務の責任を著しく妨げられない程度において災害復旧費の一部を負担し、これを超える部分については国庫負担とする。」

●昭和26年

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

→ 現在に至るまでの災害復旧制度の基礎

地方公共団体の負担が過大となる激甚な災害への対応

昭和27年からの10年間に132の特別法



- ・ 制定に時間がかかる
- ・ 措置内容に不公平が生じる
- ・ 立法されるまで措置が不透明 などの問題

昭和34年
伊勢湾台風



昭和36年 災害対策基本法の制定

法の特徴

これまでの災害関係の諸法律を原則として存置しつつ、従来の法律で不足していた部分を補てんし、かつ、これらの法律を有機的に関連づけ調整

第97条

政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第98条

できる限り激甚災害の発生をつどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。



昭和37年 激甚災害法の制定

上述の問題の解決

(2) 災害対策基本法と激甚災害法の制定 (その2)

激甚災害制度

地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、当該災害に対して適用すべき措置等を政令で指定するもの。

激甚災害の指定の手続

激甚災害法第2条第3項

(前略)政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

制度趣旨

激甚災害法が各種の特別措置を網羅的に定めた恒久法であることから、極めて多岐多様である災害の態様や程度について、本法で定める措置が本当に必要か、具体的にどの措置が必要か等について、できる限り客観的かつ妥当な指定が行われるようにするため

●中央防災会議では二つの基準を制定

激甚災害指定基準(S37～)

⇒ 全国的に大きな被害のあった災害について、地域を定めずに指定。

局地激甚災害指定基準(S43～)

⇒ 局地的に大きな被害があった災害について、市町村単位で指定。

近年、局地的豪雨が増える傾向にある中、過疎地域等財政規模の小さな市町村を中心に局地的ではあるものの大きな被害が発生していること等を踏まえ、平成23年1月13日に改正。

(3) 阪神・淡路大震災財特法と東日本大震災財特法の制定

阪神・淡路大震災及び東日本大震災に際しては、激甚災害指定を迅速に行ったほか、その被害の程度が極めて激甚であるため、激甚災害法の「横出し」として応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険の減免等特別の助成措置を行う特別法を制定。

	阪神・淡路大震災財特法	東日本大震災財特法
地震規模	兵庫県南部地震(M7.3)	東北地方太平洋沖地震(M9.0)
死者・行方不明者	6,437人	19,220人(平成24年1月24日現在)
特別の財政援助	19措置 (最大8/10の国庫補助)	25措置 (総合負担軽減方式を導入し、最大9/10の国庫補助)
対象地方公共団体 (特定被災地方公共団体)	1県16市町	9県167市町村
特別の助成	59措置	116措置 (行方不明者の死亡推定の特例など津波による被害に対応)
対象区域 (特定被災区域)	25市町	220市町村

2. 災害対策基本法、激甚災害法等の 災害復旧制度の制度概要

(1) 主な災害対策関係法律の類型別整理表

類型	予防	応急	復旧・復興
	災害対策基本法		
地震 津波	大規模地震対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 	<p>激甚災害法</p> <p><被災者への救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・小規模企業者等設備導入資金助成法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <p><災害廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p><災害復旧事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <p><保険共済制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林国営保険法 ・農業災害補償法 ・地震保険に関する法律 <p><災害税制関係></p> <p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律</p> <p><その他></p> <p>防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律</p>
	津波対策の推進に関する法律		
火山	活動火山対策特別措置法	水防法	
風水害	河川法		
	特定都市河川浸水被害対策法		
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 		
	豪雪	豪雪地帯対策特別措置法	
原子力	原子力災害対策特別措置法		

(2) 災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する責務の明確化

- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 ー 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 ー 自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

- 国: 中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 都道府県・市町村: 地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画ー計画的防災行政の整備・推進

- 中央防災会議: 防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関: 防災業務計画
- 都道府県・市町村: 地域防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
 - ▶ 市町村長に避難の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与
 - ＜市町村は防災対策の第一次的責務を負う＞

5. 財政金融措置

- 実施責任者負担
- 激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等
 - 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

6. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 → 緊急災害対策本部の設置
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定)

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（災害復旧関係）

第六章 災害復旧

（災害復旧の実施責任）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第八十八条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分な配慮をしなければならない。

（防災会議への報告）

第八十九条 災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

（国の負担金又は補助金の早期交付等）

第九十条 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

第七章 財政金融措置

（災害予防等に要する費用の負担）

第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

（災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助）

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第九十八条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のおそれこれを制定することを避け、ま

た、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

第九十九条 第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- 一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準
- 二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助
- 三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成
(災害に対処するための国の財政上の措置)

第一百条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十五条第二項に規定する国庫債務負担行為をいう。）の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

(地方公共団体の災害対策基金)

第一百一条 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。

(起債の特例)

第一百二条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
- 二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

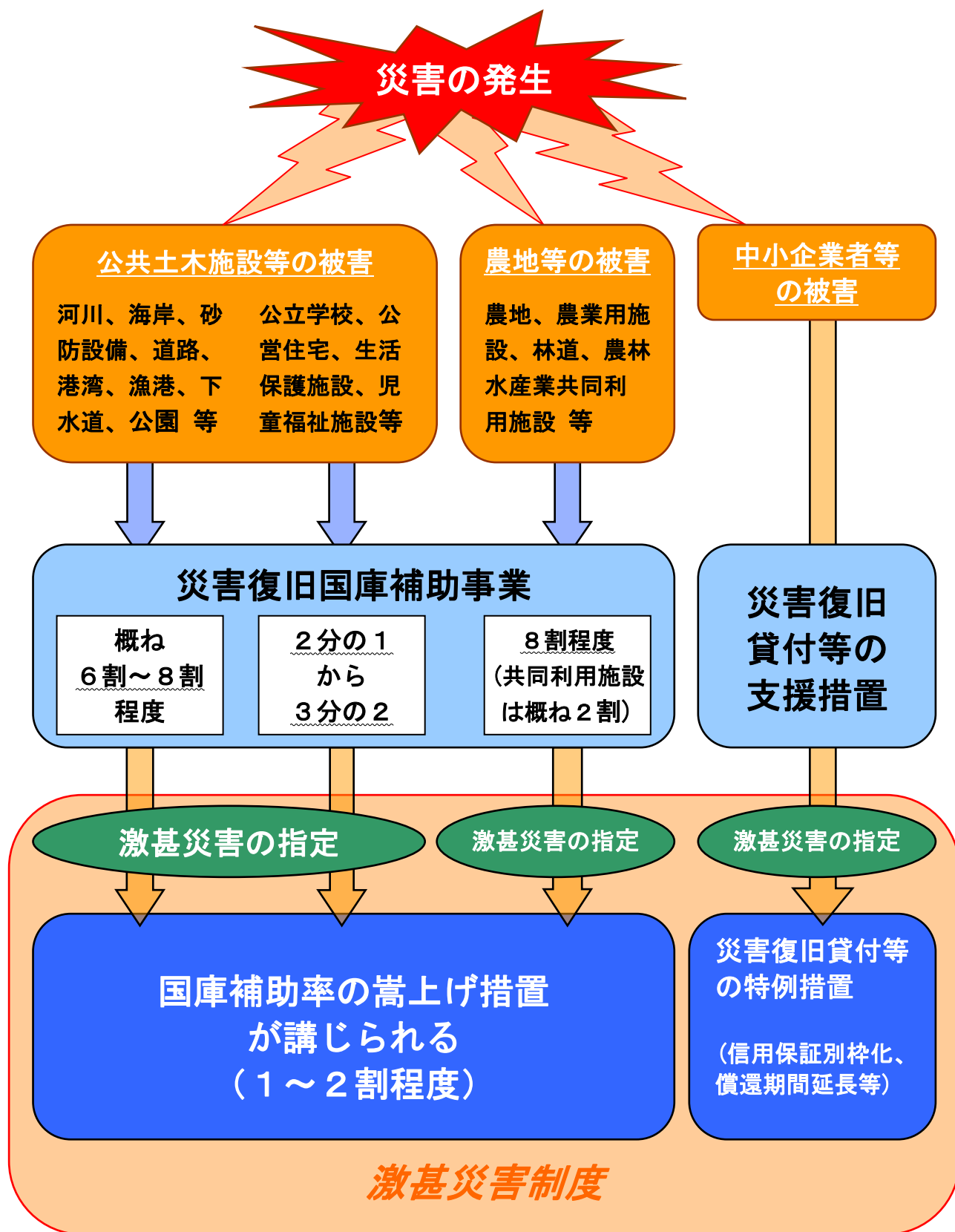
3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置)

第一百三条 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

(3) 激甚災害制度の概要

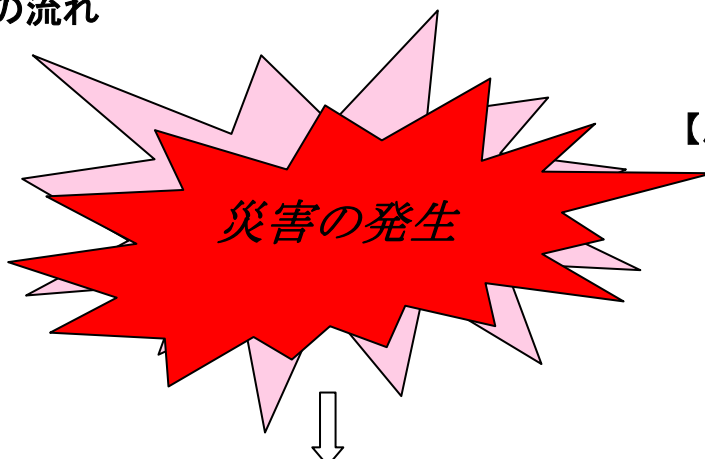
激甚災害制度の概要図



激甚災害指定手続きの流れ

【本激・早期
局激（見込額）】

【局激（確定額）】



市町村・都道府県
被害状況の調査



発災時から
概ね
2週間～
1ヶ月以内

各省庁
本激・早期局激：災害復旧事業費の見込額の算定
局 激：災害復旧事業費の査定



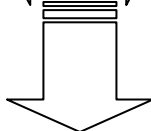
概ね
12月下旬

内閣府



財務省

概ね
2月上旬



概ね
1ヶ月程度

中央防災会議（主事会議）

概ね
2月下旬

（会長専決により処理）

閣議



概ね
1～1.5ヶ月後

激甚災害の指定政令の公布

概ね
3月中旬

※ 過去の局激政令の公布日

8年災	2月28日	12年災	3月14日	16年災	3月24日	20年災	3月18日
9年災	2月27日	13年災	3月15日	17年災	3月10日	21年災	3月17日
10年災	3月5日	14年災	3月12日	18年災	3月14日	22年災	3月24日
11年災	3月3日	15年災	3月12日	19年災	3月14日		

激甚災害指定基準

(中央防災会議決定)

I 公共土木施設関係

(1) 本激A基準

全国の災害復旧事業費の <u>査定見込額</u>	>	全国の都道府県と市町村の標準税収入の合計	×0.5%
--------------------------	---	----------------------	-------

※概ね1,563億円以上の査定見込額が必要(31.3兆円×0.5%)

(2) 本激B基準

全国の災害復旧事業費の <u>査定見込額</u>	>	全国の都道府県と市町村の標準税収入の合計	×0.2%
--------------------------	---	----------------------	-------

※概ね625億円以上の査定見込額が必要(31.3兆円×0.2%)

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県があること

都道府県が負担する復旧事業費の <u>査定見込額</u>	>	当該都道府県の標準税収入	×25%
------------------------------	---	--------------	------

都道府県内の市町村が負担する復旧事業費の <u>査定見込額の合計</u>	>	当該都道府県内の市町村の標準税収入の合計	×5%
--------------------------------------	---	----------------------	-----

(3) 局激基準

① 年度末局激

○ 共通

市町村が負担する災害復旧事業等の <u>査定事業費</u> (1千万円以上)	>	当該市町村の標準税収入	×50%
---	---	-------------	------

(ただし、これに該当する市町村の当該査定事業費を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く。)

○ 標準税収入50億円以下の市町村

市町村が負担する災害復旧事業等の <u>査定事業費</u> (2.5億円超)	>	当該市町村の標準税収入	×20%
---	---	-------------	------

○ 標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村

市町村が負担する災害復旧事業等の <u>査定事業費</u>	>	当該市町村の標準税収入	×20%	+	$\left[\begin{array}{l} \text{当該市町村の標準税収入} \\ - 50 \text{ 億円} \end{array} \right] \times 60\%$
-------------------------------	---	-------------	------	---	---

② 早期局激

①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

(※平成23年の標準税収入に基づく)

II 農地等関係

(1) 本激A基準

全国の災害復旧事業費 の <u>査定見込額</u>	>	全国農業所得推定額 × 0.5%
------------------------------	---	------------------

※概ね 130 億円以上の査定見込額が必要 (2.6 兆円 × 0.5%)

(2) 本激B基準

全国の災害復旧事業費 の <u>査定見込額</u>	>	全国農業所得推定額 × 0.15%
------------------------------	---	-------------------

※概ね 39 億円以上の査定見込額が必要 (2.6 兆円 × 0.15%)

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県があること

<u>都道府県内の</u> 災害復旧事業の事業費の <u>査定見込額</u>	>	当該都道府県の 農業所得推定額 × 4%
--	---	-------------------------

<u>都道府県内の</u> 災害復旧事業の事業費の <u>査定見込額</u>	>	10 億円
--	---	-------

(3) 局激基準

① 年度末局激

市町村内の復旧事業に要する <u>経費</u> (1 千万円以上)	>	当該市町村の 農業所得推定額 × 10%
--------------------------------------	---	-------------------------

(ただし、これに該当する市町村の当該経費を合算した額が概ね 5 千万円未満である場合を除く。)

② 早期局激

①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

Ⅲ 中小企業関係

(1) 本激A基準

全国の 中小企業関係被害額	>	全国の中小企業所得推定額 × 0.2%
------------------	---	---------------------

※概ね 3,820 億円以上の中小企業関係被害額に達した場合
(191.0 兆円 × 0.2%)

(2) 本激B基準

全国の 中小企業関係被害額	>	全国の中小企業所得推定額 × 0.06%
------------------	---	----------------------

※概ね 1,146 億円以上の中小企業関係被害額に達した場合
(191.0 兆円 × 0.06%)

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県があること

都道府県内の 中小企業関係被害額	>	当該都道府県の 中小企業所得推定額 × 2%
---------------------	---	---------------------------

都道府県内の 中小企業関係被害額	>	1,400 億円
---------------------	---	----------

(3) 局激基準

市町村内の 中小企業関係被害額 (1千万円以上)	>	当該市町村の 中小企業所得推定額 × 10%
--------------------------------	---	---------------------------

(ただし、これに該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね 5 千万円未満である場合を除く。)

平成18年以降の激甚災害の指定実績

政 令 名	災 害 名	主な被災地	主 な 適 用 措 置											その他の 適用措 置
			3, 4条	5条	6条	7条	11条の2	12, 13条	16条	17条	19条	24条		
平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第3号(7月豪雨)	長野・鹿児島・島根・熊本	○	○	○					○	○	○	○	
平成十八年九月十五日から同月二十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第13号	佐賀・広島・長崎		○	○								○	
平成十八年十月六日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	10月上旬低気圧	北海道・東北地方				○								
平成十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成18年等局激	—	●	●										●
平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成19年能登半島地震	石川	●	●	●				●					●
平成十九年六月十一日から七月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	熊本・宮崎・鹿児島			○									○
平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成19年新潟県中越沖地震	新潟	●	●	●				●					●
平成十九年八月二日から同月四日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第5号	大分・宮崎			○									○
平成十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成19年等局激	—	●	●	●				●					●
平成二十年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年岩手・宮城内陸地震	岩手・宮城	●	●	●									●
平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年7月27日から29日までの間の豪雨	富山・石川			●	●								●
平成二十年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成20年局激	—	●	●	●									●
平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線(7月中国・九州北部豪雨)	山口・福岡・佐賀			○									○
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	兵庫	●	○	●				●					○ ※1
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	新潟・三重・大阪・奈良	●	●										●
平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成21年等局激	—	●	●										●
平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年2月28日の津波	岩手・宮城					○							
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	岐阜・広島・佐賀			○	○								○
平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	神奈川・静岡			●									●
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	鹿児島	●	●										●
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	東日本大震災	青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年等局激	—	●	●										●
平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	三宅島火山現象	東京都三宅村	●	●			●							●
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風6号	三重県・和歌山県・高知県	●	●										●
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県	○	○					●	○		○	○	
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風12号	三重県・奈良県・和歌山県	○	○	○				●	○	○	○	○	
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風15号	福島県・岐阜県・兵庫県			○	○								○

「○」は本激、「●」は局激

本激：地域を指定せず、災害そのものを指定 局激：市町村単位で災害を指定

※1 公共土木施設等に係るものについては局激

主な適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

- 3, 4条＝公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条＝農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条＝農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条＝開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 11条の2＝森林災害復旧事業に対する補助
- 12, 13条＝中小企業に関する特別の助成
- 16条＝公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条＝私立学校施設災害復旧事業等に対する補助
- 19条＝市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条＝小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

その他の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

- 8条＝天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の適用
- 9条＝森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条＝土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条＝共同利用小型漁船の建造費の補助
- 14条＝事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条＝母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条＝罹災者公営住宅建設事業の対する補助の特例
- 25条＝雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

国庫負担法、激甚災害法による公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助の概要

	一般災害における国庫負担	激甚災害における国庫負担
直轄・補助事業	<p style="text-align: center;">＜公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の場合＞ 〔国庫負担額〕 事業費</p> <p style="text-align: center;"> : 国庫負担分 : 地方負担分 </p>	<p style="text-align: center;">〔かさ上げ額〕 地方負担額 ※</p> <p style="text-align: center;"> : かさ上げ分 : 最終的地方負担分 </p>
地方財政措置	<p>【起債充当率】 公共土木施設等 100%</p> <p> 農地農林施設 80%（特定被災地方公共団体は90%）</p> <p>【元利償還金の交付税算入率】 95% （普通交付税）</p>	

※ 公共土木施設の他、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業費等に係る地方負担額を合算したもの

(4) 東日本大震災財特法の概要

(正式名称)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

(平成23年5月2日法律第40号)

東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定める。

・<主な内容>中の下線は、阪神・淡路財特法に盛り込まれていなかったもの。

1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助 <25項目(阪神・淡路19項目)>

大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体(政令で定める「特定被災地方公共団体」)等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行う。

[いわゆる激甚法の「横出し」]

<主な内容>

【補助率 8/10~9/10】

上水道、工業用水道、改良住宅等、交通安全施設等、都市施設(街路等)

一般廃棄物処理施設、集落排水施設 ※以上の施設は事業費を合算して補助率を算出。

【補助率 1/2~8/10~9/10】災害廃棄物処理(ガレキ処理)

【補助率 8/10】被災者生活再建支援金

【国の負担率 8.5/10】仙台空港の滑走路等

【補助率 2/3】警察施設、消防施設、公的医療施設、被災市町村の臨時庁舎、

保健所、社会福祉施設(老人デイサービス施設、社会事業授産施設等) 等

2. 被災者等に対する特別の助成措置 <116項目(阪神・淡路59項目)>

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域(政令で定める「特定被災区域」)における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を行う。

<主な内容>

【社会保険関係】被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給 等

【金融支援関係】被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険填補率の拡充 等

激甚法、阪神・淡路財特法と現行による措置と「東日本大震災財特法」

1. 公共インフラ施設

激甚法対象（プール方式）	現行の原則	激甚災害
道路、漁港、港湾、下水道、公園 ^{注1} 等 公立学校	7/10程度 (公立学校は2/3)	8/10 ~9/10程度
公営住宅	1/2	2/3程度
入所福祉施設等 ^{注2}	1/2	2/3程度

注1 公園については、平成10年に災害負担法に追加された。

注2 保護施設、児童福祉施設、老人ホーム（社会福祉法人等が設置したものを含む）、公立の身体障害者社会参加支援施設、公立の障害者支援施設、婦人保護施設（都道府県立）等。

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
街路等	1/2	8/10~9/10 (プール方式)	8/10
改良住宅	1/2		
上水道	1/2		
工業用水道	45/100		
一般廃棄物の処理施設 ^{注3}	1/2		
交通安全施設等 ^{注4}	1/2		
集落排水施設 ^{注5}	1/2		
仙台空港 ^{注6}	8/10	8.5/10	

注3 浄化槽を含む。

注4 特定交通安全施設は1/2補助、特定交通安全施設以外の交通安全施設は補助なし。

注5 農村の集落排水施設については平成2年、漁村の集落排水施設については平成4年、山村の集落排水施設については平成9年から1/2予算補助。激甚災害による被害を受けた農村の集落排水施設については、当該災害復旧事業費が標準税収入の10%以上の場合、8/10予算補助。

注6 滑走路等に対する国の負担

2. 社会福祉施設等

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
社会福祉施設等 ^{注7}	1/2	2/3	2/3
介護老人保健施設	1/3	1/2	

注7 公立又は民立の、小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、障害福祉サービス（療養介護、児童デイサービス、短期入所等）の事業の用に供する施設及び障害者支援施設等。

阪神・淡路財特法施行後、施設類型の名称変更や新設等がなされており、阪神・淡路財特法による措置の欄については、身体障害者更生援護施設（社福法人）、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設、社会事業授産施設等の補助率を記載。

3. 公共施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館等）	—	2 / 3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
警察施設 ^{注8}	1 / 2	2 / 3	2 / 3
消防施設 ^{注9}	1 / 3又は1 / 2	2 / 3	
公的医療機関 ^{注10}	1 / 2	2 / 3	
公立火葬場・と畜場	1 / 2	2 / 3	
中央卸売市場	4 / 10	2 / 3	
保健所	1 / 2	2 / 3	(2 / 3 ^{注11})
被災市町村の臨時庁舎	—	2 / 3	

- 注8 現行の原則においては、県警本部、警察署等の警察施設は1 / 2補助、交番、運転免許試験場等の地方単独の警察施設は補助なし。
 注9 貯水槽は1 / 2予算補助、備蓄倉庫、広域訓練拠点整備事業、救急安心センター等整備事業等は1 / 3予算補助。緊急消防援助隊関連設備のうち消防ポンプ自動車等は1 / 2法律補助（補助率は政令）。
 注10 公立病院・診療所及び日本赤十字社、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、社団法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社団法人北海道社会事業協会の設置する病院・診療所。なお、阪神・淡路財特法の対象は、公立病院に限定。
 注11 保健所は、阪神淡路大震災の際は嵩上げしていないが、平成19年度能登半島地震等の際は予算で2 / 3に嵩上げ。

4. 農林水産施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
農地 ^{注12} 、農業用施設、林業用施設、共同利用施設 ^{注13} 、養殖施設 ^{注14} 、土地改良区等の湛水排除事業等	8 / 10程度	9 / 10程度
森林組合等の堆積土砂事業	—	2 / 3
共同利用小型漁船建造費	—	1 / 3

- 注12 農地には、農地のガレキ処理を含む。
 注13 現行の原則においては、補助率2 / 10。
 注14 現行は補助制度なし。

5. 民間施設等

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
事業協同組合等	—	1 / 2
私立学校	—	1 / 2

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
民間医療機関（救急医療等、精神科病院） ^{注15}	1 / 2	1 / 2	1 / 2

- 注15 財特法により、1 / 2予算補助を1 / 2法律補助。なお、阪神・淡路財特法の対象は、救急医療を担う病院、精神科指定病院に限定。

6. その他の補助率引上げ措置

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
罹災者公営住宅建設事業	2 / 3 →	3 / 4
市町村の感染症予防事業	1 / 2	2 / 3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
ガレキ処理	1 / 2 →	1 / 2 ~ 8 / 10 ~ 9 / 10	
被災者生活再建支援金	1 / 2	8 / 10	

7. 融資関係

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
宮城県フェリー埠頭公社	— →	無利子貸付	無利子貸付
仙台空港旅客ターミナルビル	—	無利子貸付	
日本政策投資銀行・商工中金	—	出資期限延長	
日本政策金融公庫 (農林漁業関係)	—	償還期限・据置期間 延長	
災害援護資金	—	償還期限延長 ・無利子貸付 ^{注16}	
住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫)	—	災害復興宅地融資	災害復興宅地融資

注 16 保証人を立てない場合は低利化。

8. その他

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
社会保険等の保険料負担 ^{注17}	国民健康保険等について、一定の場合に保険料の減免が可能	免除	免除
社会保険等の利用者負担 ^{注18}	一定の場合に利用者負担の減免が可能	食費・居住費に関する自己負担額も減免	国民健康保険等について、食費・居住費に関する自己負担額も免除
遺族年金、給与等について3月11日死亡と推定する措置	—	措置	
歳入欠かん債 災害対策債	災害発生年度のみ発行可	政令指定	6・7年度発行

注 17 現行の原則においては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険者は、特別の理由がある被保険者について、保険料の減免が可能。

注 18 阪神・淡路財特法においては、国民健康保険等のみ食費・居住費を免除。一般の財特法においては、阪神・淡路財特法施行後に制度が創設された介護保険等についても食費・居住費を減免。

東日本大震災財特法による公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助の概要

	公共土木施設等	災害廃棄物の処理	社会福祉施設等及び公共施設
直 轄 ・ 補 助 事 業	<p>○総合負担軽減方式(いわゆるプール方式) 水道施設、工業用水道施設、改良住宅、交通安全施設、都市施設、一般廃棄物の処理施設及び集落排水施設の災害復旧事業費を合算して補助率を算定する。</p> <p style="text-align: center;">合算後事業費</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(都道府県)</p> <p>対標準税 収入倍率</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(市町村)</p> <p>対標準税 収入倍率</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">合算後事業費</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(都道府県)</p> <p>対標準税 収入倍率</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(市町村)</p> <p>対標準税 収入倍率</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 国庫負担分</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 地方負担分</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">(市町村)</p> <p style="text-align: center;">事業費</p> <div style="text-align: center;"> <p>対標準税 収入倍率</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 国庫負担分</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 地方負担分</p> </div> </div>	<p>[社会福祉施設等] 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、障害者支援施設、介護老人保健施設等</p> <p>[公共施設] 警察施設、市町村の仮庁舎等、消防施設、保健所、公立火葬場、公的医療機関、公立と畜場、中央卸売市場</p> <p style="text-align: center;">事業費</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(注)介護老人保健施設については、国庫負担分2分の1、地方負担分2分の1</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 国庫負担分</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 地方負担分</p> </div> </div>
地 方 財 政 措 置	<p>(普通会計分) 【起債充当率】 100%</p> <p>【元利償還金の交付税算入率】 95%(普通交付税)</p>	<p>【起債充当率】 100%</p> <p>【元利償還金の交付税算入率】 100%</p> <p>※普通交付税措置95%、特別交付税措置5%</p>	<p>(普通会計分) 【起債充当率】 100%</p> <p>【元利償還金の交付税算入率】 95%(普通交付税)</p>

※地方公営企業分の地方財政措置の取扱いについては、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」(平成23年6月1日総務省事務連絡)(http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/koueikigyou.html)をご確認ください。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」の指定基準

平成 23 年 8 月 12 日

1 特定被災地方公共団体

(1) 特定被災地方公共団体は、公共土木施設の災害復旧事業等への特別の財政援助を行う対象であることから、被害額と当該市町村の税収入を比較し、負担の大きなものを選定すべきもの。

しかしながら、東日本大震災では、広範囲に甚大な被害が発生しており、地方公共団体ごとの具体的な被害を把握するには相当の期間を要する。

このため、都道府県については、災害救助法の適用があった県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県）を法第 2 条第 2 項に規定し、法第 2 条第 2 項において政令で定めると規定されている「特定被災地方公共団体」に該当する市町村については、特別法の制定時は、災害救助法（帰宅困難者対応を除く）が適用された市町村等のうち、以下のいずれかに該当する市町村を選定。

- ① 震度 6 弱以上
- ② 住宅の全壊戸数が一定規模以上
- ③ 津波予報区内の最大津波観測値が 2.4m 以上であり、浸水被害が確認されている
- ④ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が 5 % 超

(2) この度、上記(1)に掲げる要件に加え、

- ⑤ 「公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入に対する割合が 5 % を超えている市町村」（査定事業費が確定していない段階においては、査定後明らかに該当すると見込まれること（早期局激の指定と同様に基準の 2 倍で運用。））

に該当する市町村を指定することとした。

(3) 今後、市町村ごとの具体的な被害が明らかになった時点で、追加の必要性の有無を検討する。

2 特定被災区域

「特定被災区域」については、災害救助法の適用市町村（帰宅困難者対応を除く）又は被災者生活再建支援法の適用市町村（全壊世帯数が0のものを除く）であること。

特定被災地方公共団体及び特定被災区域 一覧

1. 特定被災地方公共団体（167市町村）

北海道：広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町
青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町
宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県：千葉市 銚子市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町
長野県：下水内郡栄村

2. 特定被災区域（220市町村）

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県：盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県：福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県：宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県：久喜市
千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県：十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県：下水内郡栄村

※なお本表は、平成 23 年 9 月 26 日に岩手県一関市と東磐井郡藤沢町が合併し、岩手県一関市となったことを反映させています。